

居宅介護支援事業所 運営規程

医療法人扶恵会が開設し、釧路中央病院が実施する居宅介護支援の適正な運営を確保する為に、人員及び管理運営に関する事項を定める。

第1条（事業の目的）

1. 医療法人扶恵会が開設し、医療法人扶恵会釧路中央病院が行う指定居宅介護支援の事業は、要支援・要介護状態となった場合においても、その利用者が可能な限り居宅において、その有する能力に応じ自立した生活を営むことが出来る様サービスを提供します。

第2条（運営の方針）

1. 介護サービス・支援計画に基づいて、個々の解決すべき課題、その心身の状況やそのものが有する能力に応じ、自立した日常生活を営む事ができる様努めるものとする。
2. 地域や家族との結びつきを重視した運営を行い、市町村、地域包括支援センター、居宅サービス事業者、他の介護保険施設その他の保健サービスまたは、福祉サービスを提供するものとの密接な連携に努めるものとする。

第3条（事業者の概要）

居宅介護支援を実施する事業者の概要は次の通りとする。

法人名	医療法人 扶恵会
法人の所在地	釧路幸町9丁目3番地
電話番号	0154 - 31 - 2111
代表者氏名	理事長 白潟 智一

第4条（事業所の名称等）

居宅支援介護を実施する事業所の名称等は次の通りとする。

事業所の名称	医療法人 扶恵会 釧路中央病院 ケアプランセンター
法人の所在地	釧路幸町9丁目3番地
電話番号	0154 - 64 - 7624
相談担当者	介護事業部部長 栗野 義幸
事業所番号	0174142471

第5条（事業の内容）

事業所が行う居宅介護支援の内容は次の通りです。

1. ご利用者が自宅での介護サービスやその他の保健医療サービス、福祉サービスを適切に利用することができる様、次のサービスを実施します。
 - ・ご利用者の心身の状況や、ご利用者及びご家族等の希望をお伺いして「居宅サービス計画（ケアプラン）」を作成します。
 - ・居宅サービスに基づくサービスの提供が確保されるよう、ご利用者及びご家族等、指定居宅サービスに基づくサービス事業者等との連絡調整を継続的にを行い、居宅サービス計画の実施状況を把握します。
 - ・必要に応じて、事業者及びご利用者双方の合意に基づき、居宅サービス計画を変更します。

第6条（従業者の職種・員数）

従業員の職種・員数は次の通りとする。

管理者	常勤（兼務）	1名
介護支援専門員	常勤（専従）	1名

第7条（事業所窓口とサービス提供時間）

事業所窓口とサービス提供時間は次の通りとする。

営業日・提供日	月曜～金曜日（ただし、国民の休日及び年末年始は除く）
営業時間	月曜～金曜日 8時30分～17時15分
提供時間	月曜～金曜日 8時30分～17時15分

第8条（利用料等）

利用料、利用者負担額（介護保険を適用する場合）は利用者の負担はありません。

第9条（苦情処理）

1. ご利用者やそのご家族からの苦情等に迅速かつ適切に対応する為に、事業所に相談窓口を設置しています。
2. 円滑かつ迅速に苦情処理を行うための処理体制・手順
 - ・苦情解決担当者は、受けた苦情は全て苦情解決責任者に報告を行います。
 - ・苦情解決責任者は苦情相談者と話し合いによる解決に努めます。
 - ・苦情受付担当者は、苦情受付から解決、改善までの経過と結果について書面にて記録を行います。

- ・苦情解決責任者は、苦情相談者に解決を約束した事項について、苦情相談者に対して、一定期間経過後に報告を行います。
- ・サービスの質の向上や信頼性の向上を図るため、個人情報に関するものを除きサービス従事者への研修等に具体的事例として活用を行います。

【苦情・相談窓口】

電話番号	0154 - 31 - 2111
FAX 番号	0154 - 22 - 0367
苦情解決責任者	医療法人扶恵会 釧路中央病院内 理事長 白潟 智一
苦情受付担当者	医療法人扶恵会 釧路中央病院内 介護事業部部長 栗野 義幸
受付日及び 受付時間	月曜日～金曜日 8:30～17:15 但し、国民の休日及び年末年始は除く

公的機関においても、苦情等の申し出ができます。

釧路市役所福祉部 介護高齢課 介護保険担当	釧路市黒金町7丁目5番地 電話番号 0154-31-4598/FAX 番号 0154-32-2002 月曜～金曜日 8:50～17:20 (土日及び国民の祝日は休み)
釧路町保健福祉 センター あいぱーる	釧路郡釧路町東陽大通西 1-1-1 電話番号 0154-40-5210/FAX 番号 0154-40-5240 月曜～金曜日 8:45～17:15 (土日及び国民の祝日は休み)
北海道 国民健康保険団体 連合会	札幌市中央区南 2 条西 14 丁目 電話番号(代)011-231-5161/FAX 番号(代)011-231-5178 月曜～金曜日 9:00～17:00(土日及び国民の祝日は休み)
北海道保健福祉部 介護保険課	札幌市中央区北 3 条西 6 丁目 電話番号 (代) 011 - 231 - 5161 月曜～金曜日 8:45～17:30 (土日及び国民の祝日は休み)

第 10 条 (通常事業の実施範囲)

通常事業の実施地域

実施地域	釧路市 (橋北・鉄北・橋南・春採・愛国地区) 釧路町 (セチリ太地区)
------	--

第 11 条 (衛生管理対策)

事業所は従事者の清潔の保持及び健康状態について必要な書類を行わなければならない。

第12条（事故発生における対応方法）

ご利用者に対する居宅支援の提供により事故が発生した場合は、市町村、ご利用者の家族等に連絡を行うとともに必要な措置を講じます。

また、ご利用者に対する居宅介護支援の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行います。

第13条（個人情報の保護）

1. 事業者はご利用者から予め文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等においてご利用者の個人情報を用いません。また、ご利用者家族の御仁情報についても予め文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議でご利用者家族の個人情報を用いません。
2. 事業者はご利用者またはご家族に関する個人情報が含まれる記録物（紙よるものの他、電磁的記録を含む。）については、善良な管理者の注意をもって管理し、また処分の際に第三者への漏洩を防止するものとします。
3. 事業者が管理する情報については、利用者の求めに応じてその内容を開示する事とし、目的の達成に必要な範囲内で訂正等を行うものとします。
（開示に際して複写料等必要な場合は、ご利用者負担となります。）

（付則）

この規程は令和元年10月1日施行する。

この規程は令和元年11月1日施行する。

この規程は令和2年4月1日施行する。

この規程は令和2年6月1日施行する。